

令和元年 12 月 17 日
山形地方気象台

令和元年 6 月 18 日の山形県沖の地震に伴う

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準を廃止します

山形地方気象台は、地震の影響を考慮し引き下げて運用していた大雨警報・注意報の発表基準を見直し、令和元年 12 月 24 日から通常の基準により運用します。

令和元年 6 月 18 日 22 時 22 分頃の山形県沖の地震により、震度 6 弱を観測した山形県鶴岡市では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常の 7 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、山形県と山形地方気象台が共同で発表する山形県土砂災害警戒情報と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、山形県土砂災害警戒情報の発表基準を、令和元年 12 月 24 日をもって通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準についても下記のとおり、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」※についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を廃止する日時
令和元年 12 月 24 日 14 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市（別紙に図示）
鶴岡市

これにより山形県内の市町村の大雨警報・注意報の発表基準は全て通常基準となります。
※大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html#area=311>

<https://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/know/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先：

山形地方気象台 土砂災害気象官 松永 電話 023-622-0632 FAX 023-633-0620

別紙

大雨警報・注意報の暫定基準を廃止する市



山形県



7割の暫定基準から通常基準に戻す市